

(参考) 関係法令

- (1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
(高齢者虐待防止法：平成18年4月1日施行)

第25条

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

- (2) 厚生労働省令で定める都道府県知事による公表事項

第3条

法第25条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 虐待があった養介護施設等の種別
- 2 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

- (3) 用語の定義

- ア 「養介護施設」とは、  
・老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム  
・介護保険法に規定される介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、  
介護老人保健施設、地域包括支援センターなど
- イ 「養介護施設従事者等」とは、  
・養介護施設又は養介護事業の業務（訪問介護等）に従事する者
- ウ 「養介護事業」とは、  
・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業  
・介護保険法に規定される居宅サービス事業、介護予防サービス事業など
- エ 「高齢者虐待」とは、  
①身体的虐待  
「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」  
②ネグレクト（介護・世話の放棄・放任）  
「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。」  
③心理的虐待  
「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」  
④性的虐待  
「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。」  
⑤経済的虐待  
「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。」